

# 令和7年瑞穂町農業委員会8月総会

令和7年8月25日、令和7年瑞穂町農業委員会8月総会が瑞穂町役場2階 会議室2-1、2-2にて開催された。

## 農業委員会委員

1番	榎本雄一	2番	山田明弘	3番	青木一幸	4番	鈴木正実
			【欠席】				
5番	坂田敬一	6番	中野高雄	7番	古川宗昭	8番	西村一彦
					【欠席】		
9番	村山正信	10番	細渕日出夫	11番	吉岡昭夫	12番	上野勝

## 農地利用最適化推進委員

田中俊明	長谷部冬樹	雨宮尚幸
		【欠席】

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長 (事務局長)	水村 探太郎	農政係長 (書記)	田中 悠也
農政係	宮野 裕城		

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 1 時 30 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 7 年瑞穂町農業委員会 8 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、7 番委員古川 宗昭さんと 8 番委員の西村 一彦さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号番号 1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 1 について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容〇〇、適格者証明〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

3 番委員 (青木 一幸 君) 議案第 1 号、番号 1 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 8 月 15 日 (金) 午前 10 時 20 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、ナス、ジャガイモ、タマネギ、ホウレンソウ等を栽培しています。耕作面積は約 6 a です。農業従事者は本人の娘です。農業従事日数は本人の娘が 150 日です。所有機械は、耕運機 1 台です。販路につきましては、自家消費です。申請地の営農計画ですが、ナス、ジャガイモ、タマネギ、ホウレンソウ等を栽培予定です。通作距離は徒歩で 1 分です。販路は自家消費です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。  
これより採決に入ります。議案第1号、番号1について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。  
続きまして、議案第1号番号2、相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号2について説明します。農地の所在○○、地目○○、面積○○、申請人○○、証明内容○○、適格者証明○○。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (長谷部 冬樹 君) 議案第1号、番号2 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りしたの調査内容を報告します。現地調査は8月15日(金)午前10時40分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。○○○○さんの現在の営農状況ですが、オクラ、芋類、ナス、キュウリ、落花生等を栽培しています。耕作面積は約3aです。農業従事者は本人と夫です。農業従事日数は本人が250日、夫が250日です。所有機械は、耕運機1台です。販路につきましては、自家消費です。申請地の営農計画ですが、ダイコン、カブ、サトイモ、ホウレンソウ等を栽培予定です。通作距離は徒歩で1分です。販路は自家消費です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思えます。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。  
これより採決に入ります。議案第1号、番号2について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第2号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は8月15日(金)午前11時20分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇の従業員より聞き取りを行いました。〇〇〇〇の現在の営農状況ですが、主要作物として、シイタケ、長ネギ、カブ、枝豆、サツマイモ等を栽培しています。耕作面積は約600a。農業従事者は社員6名、パート5名です。農業従事日数は従業員が各240日、パートが各240日です。所有機械はトラクター3台、耕運機2台、軽トラック3台、トラック2台等です。販路につきましては自社販売です。取得農地の営農計画はシイタケを栽培予定です。通作距離は車で20分です。販路は自社販売です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するというところでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 2 号番号 2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

7 番委員 (古川 宗昭 君) 議案第 2 号、番号 2 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 8 月 18 日 (月) 午前 10 時 20 分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ニンジン、ホウレンソウ、レンコン、サトイモ等を栽培しています。耕作面積は約 50 a。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が 300 日です。所有機械はトラクター 1 台、培土器 1 台、耕運機 2 台、ハンマーナイフ 1 台等です。販路につきましては量販店、レストラン、直売所です。取得農地の営農計画はジャガイモ、キュウリ、葉物野菜を栽培予定です。通作距離は車で 10 分です。販路は量販店、レストラン、直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。  
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第 2 号番号 3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 2 号番号 3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、

利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第2号、番号3農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は8月18日(月)午前10時40分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、トウモロコシ、ハクサイ、キャベツ、ブロッコリー、葉ネギ等を栽培しています。耕作面積は約650a。農業従事者は本人、従業員が4名です。農業従事日数は本人が360日、従業員が各280日です。所有機械はトラクター2台、管理機7台、軽トラック4台、軽バン1台等です。販路につきましては、直売所、量販店、食品加工会社です。取得農地の営農計画はハクサイ、キャベツ、ブロッコリー、を栽培予定です。通作距離は車で3分です。販路は直売場、量販店、食品加工会社です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。  
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 敏明 君) 議案第2号、番号4農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は8月18日(月)午前11時より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇の従業員より聞き取りを行いました。〇〇〇〇の現在の営農状況ですが、主要作物として、茶、イチゴ、ブドウを栽培しています。耕作面積は約330a。農業従事者は従業員1名、パート7名です。農業従事日数は従業員が250日、パートが各150日です。所有機械は乗用型摘採機1台、乗用型防除機1台、軽トラック2台、トラック2台等です。販路につきましては自社販売、直売所です。取得農地の営農計画は茶を栽培予定です。通作距離は車で3分です。販路は自社販売です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。  
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第3号番号1、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第3号番号1、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第3号、番号1農地法第3条の規定による許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は6月15日(金)午前11時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代

理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇の現在の営農状況ですが、トウモロコシ、ナス、キュウリ、トマト等を栽培しています。耕作面積は約4aです。農業従事者は従業員2名、農業ボランティア2名です。農業従事日数は従業員が各250日、農業ボランティアが各100日です。所有機械は、耕運機1台です。販路につきましては、庭先販売、近隣保育園での販売です。申請地の営農計画ですが、トウモロコシ、ナス、キュウリ、トマト、ダイコン、カブ等を栽培予定です。通作距離は徒歩で1分です。販路は庭先販売、近隣保育園での販売です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第3号、番号1について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第3号番号2、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第3号番号2、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

8番委員 (西村 一彦 君) 議案第3号、番号2農地法第3条の規定による許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は8月18日(月)午前11時20分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、ピーマン、レタス当を栽培しています。耕作面積は約4aです。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が150日です。所有機械は、草刈り機1台、耕運機3台、マルチャー1台です。販路につきましては、自家消費です。申請地の営農計画ですが、ウメを栽培予定です。通作距離は徒歩で1分です。販路

は自家消費、庭先販売、直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第3号、番号2について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、続きまして、報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、届出者〇〇、転用理由事業用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由事業用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和7年瑞穂町農業委員会8月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 2 時 5 分

議 長

第 7 番 委 員

第 8 番 委 員